

33

厚生省 標號		台議先番 號受送月日	
第	第	第	第
號	號	號	號
送	送	送	送
月	月	月	月
日	日	日	日

起案	昭和三年一月廿四日
受局	付課
行施	月第 日號
月	日

大臣
次官
局長秘書課長
主査事務官

地方引揚後護局廢止の告示を別紙に
12月1日施行する。

甲乙ノ種類

判決
月 日
合 校
行 施
月 日

三三三

231

合議先番號受返月日

第	第	第
號	號	號
送	送	送
受	受	受
月	月	月
日	日	日

三三

2.1
言書
本
札
同

引揚養護院發麻第九六號

昭和二十二年一月二十八日

引揚養護院養護局長

厚生大臣官房秘書課長 殿

地方引揚養護局の廢止に關する件

標記の件に關し厚生省告示を別紙の通り改められるよう然るべく御取計
ひ願いたい。

◎厚生省告示第 號

昭和二十一年三月厚生省告示第三十四號（地方引揚養護局の名稱及位
置の件）中「鹿兒島引揚養護局 鹿兒島縣鹿兒島市、
揚養護局 愛知縣名古屋市」を削る
名古屋引

昭和二十二年二月一日

厚生大臣 河合良成